

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(四〇五、四〇六・商工業振興課).....	1
争議行為の予告(四〇七・労働政策課).....	2
基本測量実施の通知(四〇八・建設管理課).....	2
開発行為に関する工事の完了(四〇九・北秋田地域振興局建設部).....	2
建築基準法による道路位置の指定(四一〇・仙北地域振興局建設部).....	2

公告

土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部).....	3
土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部).....	3
土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(平鹿地域振興局農林部).....	3
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課).....	3
選挙管理委員会告示	
公職選挙執行規程の一部を改正する規程(六八).....	4
監査委員告示	
外部監査人の監査の事務を補助する者及び期間(二).....	5

告示

秋田県告示第四百五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告

し、関係書類を縦覧に供する。
平成十五年五月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
茨島ショッピングセンター
秋田市茨島四丁目三百八十一番二外
- 二 秋田市長の意見
意見なし

- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
秋田市役所 商業観光課
- (二) 縦覧期間
平成十五年五月二十七日から同年六月二十七日まで

秋田県告示第四百六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
平成十五年五月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ小坂店
鹿角郡小坂町字栗平二十五番地の二
- 二 小坂町長の意見
意見なし
- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(二) 小坂町福祉保健総合センター ゆーとりあ
縦覧期間

平成十五年五月二十七日から同年六月二十七日まで

秋田県告示第四百七号

平成十五年五月十六日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十五年五月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 事件

年間手当に関すること。

二 日時

平成十五年五月二十九日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

三 場所

鹿角市花輪字八正寺十三番地 鹿角組合総合病院
北秋田郡鷹巣町花園町十番五号 北秋中央病院
能代市落合字上前田地内 山本組合総合病院
山本郡山本町森岳字田尻百七番地 山本組合総合病院
森岳診療所

南秋田郡八郎潟町川崎字貝保三十七番地

秋田市飯島字西袋二百七十三番一号

本荘市川口字家後三十八番地

大曲市通町一番三十号

横手市駅前町一番三十号

湯沢市表町三丁目三番十五号

秋田市八橋南二丁目十番十六号

湖東総合病院 秋田組合総合病院
由利組合総合病院 仙北組合総合病院
平鹿総合病院 雄勝中央病院
秋田県厚生連本所

四 概要

救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、リハビリ教室、デイケア及び予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第四百八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十五年五月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 作業の種類

地殻変動観測特定地域高精度三次元測量

二 作業を行う地域

能代市、大館市、鹿角市、北秋田郡鷹巣町、比内町及び田代町並びに山本郡二ツ井町、八森町及び峰浜村

三 作業を行う期間

平成十五年六月一日から平成十六年一月二十三日まで

秋田県告示第四百九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、平成十四年十二月二十七日付け指令北建 二千九百七十八で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年五月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大館市根下戸新町七番二十二号

あきた北農業協同組合 代表理事組合長 虻川 景一

二 開発区域に含まれる地域の名称

大館市字大田面二百六十四番二、二百六十五番、二百六十六番の内、及び二百七十六番一の内

秋田県告示第四百十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。

平成十五年五月二十七日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 仙北郡西仙北町刈和野字百人畑四番地 有限会社 西和工業 代表取締役 鈴木 文子	道路の位置の指定箇所 仙北郡西仙北町刈和野字愛宕下九十一番 一、九十二番一の内	道路の延長 六十八・四メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十五年五月二日
---	---	--------------------	----------------	--------------------

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、若美町払戸土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年五月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

南秋田郡若美町払戸字小深見百三十五番地 加藤 功
 " " " " " " 二十九番地 木 元 一 夫
 " " " " " " 九十八番地 木 元 政 弘
 " " " " " " 字大樋六十八番地の一 加藤 勝 一
 " " " " " " 字小深見九十九番地の一 小 松 穂 積
 " " " " " " 九十三番地 加藤 保 廣
 " " " " " " 七十四番地の一 加藤 博 美

二 就任理事の住所及び氏名

南秋田郡若美町払戸字小深見九十八番地 木 元 政 弘
 " " " " " " 九十九番地の一 小 松 穂 積
 " " " " " " 字大樋六十八番地の一 加藤 勝 一
 " " " " " " 字小深見七十四番地の一 加藤 保 廣
 " " " " " " 九十三番地 加藤 博 美
 " " " " " " 八十九番地 木 元 克 也
 " " " " " " 六十一番地の一 船 木 勇 蔵

三 退任監事の住所及び氏名

南秋田郡若美町払戸字小深見百十二番地 三 村 正 作
 " " " " " " 字横長根二百六番地之三 加藤 博 多

四 就任監事の住所及び氏名

南秋田郡若美町払戸字白城百七十九番地之三 吉 田 喜 一
 " " " " " " 字小深見九十四番地 船 木 一 雄

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、井川町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十五年五月二十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年五月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、横手市中央土地改良区からなされた新たな土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年五月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（三ツ塚山地区単小規模土地改良事業）計画書及び定款の写し

二 縦覧期間 平成十五年五月二十九日から同年六月二十五日まで

三 縦覧場所 横手市役所

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年五月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

- (一) 折りたたみ式矢印板 百五十個
- (二) 購入物品の仕様等
- (三) 入札説明書及び仕様書による。
- (四) 納入期限
- (五) 平成十五年六月二十日(金)
- (六) 納入場所
- (七) 秋田県警察本部
- (八) 入札に参加する者に必要な資格
- (九) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (十) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (十一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (十二) 契約条項を示す場所等
- (十三) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
- (十四) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (十五) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (十六) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- (十七) 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年五月二十七日(火)から同年六月五日(木)までの期間、随時交付する。
- (十八) 入札執行の日時及び場所
- (十九) 平成十五年六月十日(火)午後一時
- (二十) 秋田県庁地下一階管財課入札室
- (二十一) 入札保証金
- (二十二) 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- (二十三) その他
- (二十四) 入札の方法
- (二十五) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二十六) 入札の無効
- (二十七) 規則第六十六條に規定するところによる。
- (二十八) 落札者の決定方法

選挙管理委員会告示

秋選管告示第六十八号
 公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。
 平成十五年五月二十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

公職選挙執行規程の一部を改正する規程
 公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を、次のように改正する。

別表第二中

特別養護老人ホーム海光苑	山本郡八森町字寺の後川向八番地一
特別養護老人ホーム海光苑	山本郡八森町字寺の後川向八番地一
ケアハウスぶなの森	山本郡八森町字寺の後川向八番地一

を
 に改める。
 附則

この規程は、公布の日から施行する。

監 査 委 員 告 示

監査委員告示第2号

平成15年秋田県告示第288号で告示された包括外部監査契約に関し、外部監査人の監査の事務を補助する者についての協議が整ったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により次のとおり告示する。

平成15年5月27日

秋田県監査委員 安 杖 正 義
 秋田県監査委員 菅 原 龍 典
 秋田県監査委員 山 田 昭 郎
 秋田県監査委員 小 玉 和 夫

1 外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

品 田 和 之 神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢下町20番23 514号
 岩 瀬 高 志 宮城県多賀城市中央二丁目23番 3 301号
 森 田 祐 司 京都府相楽郡木津町相楽台九丁目13 10
 中 里 哲 三 東京都江戸川区春江町五丁目21番地49
 斎 藤 積 東京都西東京市泉町四丁目 1 番 2 号
 梅 里 悦 康 東京都中央区新川一丁目10番16号
 今 江 光 彦 宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷東二丁目 1 番地 5 2 号
 田 高 禎 治 宮城県仙台市泉区泉中央一丁目28番 1 602号
 河 野 隆 治 秋田県秋田市泉中央一丁目10番 5 号

2 外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成15年6月1日～平成16年3月31日

正 張

ページ

段

行

張

正

平成十五年五月六日（第千四百六十七号）掲載の秋田県地方労働委員会告示の目次欄中（白紙張り）

一 上 十五 秋田県地方労働委員会のおつせん員候補者の指名、閲覧等の公示
 秋田県地方労働委員会のおつせん員候補者の氏名、閲覧等の公示

平成十五年五月六日（第千四百六十七号）掲載の秋田県地方労働委員会告示第一号（秋田県地方労働委員会のおつせん員候補者の氏名、閲覧等の公示）

（白紙張り）
 ページ表中「秋田将軍野南四丁目六番二十九号」は「秋田市将軍野南四丁目六番二十九号」の誤り。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄